

2025 年 5 月度 容量拋出金の再算定について

2025 年 5 月度の容量市場における供給力の確保に係る拋出金（以下「容量拋出金」という。）について、一部のエリア等において算定諸元の変更・修正が発生した。ついては、対象エリア、対象月度の容量拋出金の再算定を実施し、定款第 55 条の 2（容量拋出金）第 1 項および第 4 項の規定に基づき、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、改めて通知・請求（精算）を実施する。

1. 対象エリア、対象月度

- ・北陸 … 2025 年 5 月度

※上記以外のエリアは対象外。

2. 対象事業者数、通知書再発行数

- ・対象事業者数 136 者
- ・通知書再発行数 136 通

※事業者数・通知書数は、再算定結果が 0 円のものを除く。

3. 変更・修正した諸元と算定結果

定款第 55 条の 2（容量拋出金）第 2 項および第 3 項の規定に基づき、一般送配電事業者から、別紙 1 の諸元データを改めて徴収し、別紙 2 の算出手順に従って算出する。

事業者ごとの算定結果および精算額は、別紙 3 に一覧。

4. 今後のスケジュール

- 2025 年 10 月 30 日 再算定実施の予告（事業者向け）
- 11 月 17 日 通知書の再発行
- 11 月 21 日 異議申立〆切
- 12 月 10 日 請求書発行 ※2025 年 9 月度の請求書に精算額を加算

以上

【添付資料】

別紙 1-(1)：一般送配電事業者からの諸元データ(2024 年度夏季ピーク)

別紙 1-(2)：一般送配電事業者からの諸元データ(託送契約電力 kW)

別紙 2：拋出金の算定方法 / 事業者向け説明会資料

別紙 3：「2025 年 5 月度 容量拋出金」算定結果

別紙 1-(1) (2) および 3 は「情報管理規程」第 4 条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。

## 【参考】関連規定

### 1. 定款

#### 第55条の2（容量抛出金）

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る抛出金（以下「容量抛出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量抛出金の額に関する事項は、容量抛出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量抛出金（容量抛出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量抛出金を納入しなければならない。

6 本機関は、第9条第3項の規定による一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量抛出金の請求が発生する場合及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量抛出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量抛出金の納入を求めることができる。

### 2. 業務規程

#### 第32条の43（容量抛出金の支払いの催告）

本機関は、容量抛出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量抛出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。

3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。